

戸山サンライズ



特 集

2つの『1%』をどう考えるか。～その① 知的障害者の入所施設から地域生活への移行率1%～長野県の障害者(児)地域生活支援の取り組み

最新行政情報

高次脳機能障害支援モデル事業報告書について





第18回障害者による写真全国コンテスト

金賞 「ハイ、ポーズ」

宮城県 嶋 正夫

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第18回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より189点にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

庭先で花を撮っていた時、小花に蛙が攀じ登っているのを見つけ、蛙が花のてっぺん付近まで攀じ登るのを待ち構えて、シャッターを切ったうちの1枚です。その間、蛙が怖がらないようにじっと佇んで、蛙が私を意識してこちらを向いてくれるのを辛抱強く待つのが大変でした。

2004年 6月号 目次

特集

2つの『1%』をどう考えるか。～その① 知的障害者入所施設からの地域移行率1%～

「長野県の「障害者（児）地域生活支援の取り組み」 大池 ひろ子 1

スポーツ

「知的障害児童・生徒のスポーツライフ構築のために」 高井 恒雄 7

レクリエーション

「大地に描く想い」 岩立 徳治 10

生活情報

「最新福祉用具紹介」 テクノエイド協会 12

最新行政情報 厚生労働省 15

お知らせ

「第19回障害者による書道・写真全国コンテスト応募要綱」 19

社会保険情報 23

東西南北 24

2つの『1%』をどう考えるか

～その① 知的障害者の入所施設から地域生活への移行率1%～

平成15年より、障害者の支援費制度が始まり、サービスは措置制度から利用契約制度へと変わりつつあるとともにサービスの充実や支援体制の整備などが求められており、障害のある人たちが住み慣れた地域で、生活しやすい環境で生きていくよう、各地で様々な取り組みが行われています。

このような障害者福祉施策の動向のなか、知的障害者の入所施設から地域生活への移行率と、福祉的就労と呼ばれる授産施設等から一般就労への移行率が、ともに『1%』という数字が出ています。2つの『1%』をどう考えるか。本号では、障害者（児）地域生活支援について、長野県の取り組みについてご紹介いたします。

地域生活移行率……1%。この数字は、「知的障害者の入所施設から地域への移行に関する研究」の報告書よりうかがえる入所施設における年間の地域生活移行者数の実態です。

調査票回収施設入所者6万人以上のうち、退所者数は2,017人。退所先の中でも、「グループホーム、福祉ホーム、通勤寮、社員寮、家庭、単身、結婚、その他」を地域生活移行者と捉えると、地域生活移行者数は、978人。但し、「家庭（引き取り）」=地域生活移行とは呼びがたい実態もあると推察されるため、「家庭：442人」を除くと536人と、いずれにしても、年間で約1%という地域生活移行率であり、入所施設から直接、地域生活移行は非常に困難な状況であるのが伺えます。

参考：平成11年度厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業

「知的障害者の入所施設から地域への移行に関する研究」報告書

入所更生施設・入所授産施設地域移行実態調査の結果から 平成12年4月

入所更生施設・入所授産施設地域移行実態調査の回収状況

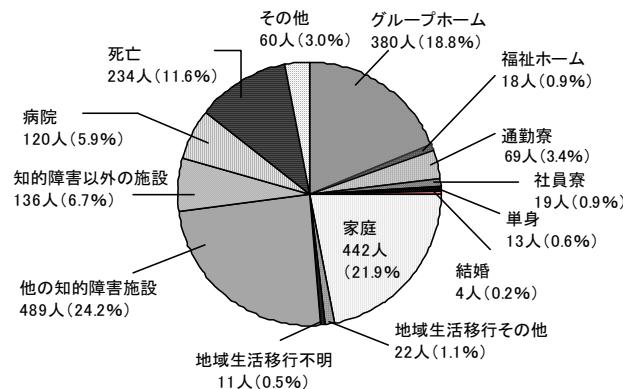
※対象施設数（平成11年10月現在）……………1,475カ所（更生1,254、授産221）

※調査票回収施設数……………1,004カ所（回収率68.1%、更生846、授産138）

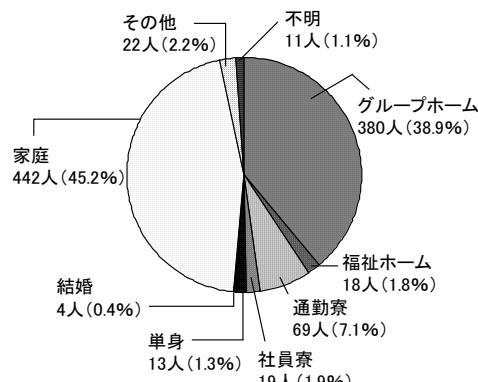
※対象施設入所者総数……………約93,000人

※調査票回収施設入所者総数……………62,855人（約67.5%）

1年間の退所者数（総数：2,017人）



地域移行者の実態（総数：978人）



長野県の障害者（児）地域生活支援の取組み

～県立大規模総合援護施設「西駒郷」から地域生活移行に向けた取組みから～

長野県社会部障害者自律支援室

室長 大池 ひろ子

はじめに

長野県の目指す障害者施策の方向は、障害のある方もない方も、誰もが人の息吹や温もりというものを感じ、どんなに障害が重くとも、自分が住みたい地域で、地域の方々と人間として当り前の普通の暮らしができるような社会を形づくるというものです。

そうした社会を実現するための一つとして、長野県では、現在、県立の知的障害者総合援護施設「西駒郷」利用者の地域生活移行を進めています。平成14年度、15年度で46人の方が西駒郷を退所し、地域で暮らすようになりました。本年度は西駒郷利用者を受入れるグループホームの設置が29か所予定され、約70人の方が地域での生活を開始する見込みです。

長年、施設に入所していた方が、「施設ではなく身近な地域で普通の生活を送りたい」という、その願い、希望に応えるために長野県

では、16年3月に「西駒郷基本構想」を策定し、様々な県単独事業を立ち上げ地域生活移行に積極的に取り組んでいますので、その概況を報告します。

1 西駒郷基本構想の概要

○目的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。

○性格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、全県の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県が目指す方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めていきます。

西駒郷の将来像

現在

入所者数
437人

地域生活移行
250人程度

5年後(H19)の姿

入所者数
190人程度

地域生活移行
継続

入所定員
60~100人

入所更生施設
入所授産施設
知的障害児施設

入所更生施設

入所更正施設

通所更生施設
通所授産施設

通所更生施設
通所授産施設

○西駒郷の入所者は、平成15年7月1日現在で437人ですが、地域で生活することを希望する約250の方の地域生活移行を5年間で実現し、5年後の入所者を190人程度とする。その後も地域生活移行を進め、10年後には入所定員60～100人の入所施設を目指す。また、西駒郷の機能としては、通所授産施設機能、通所更生施設機能を備えた地域の在宅の障害者を積極的に支援する施設とするというものでです。

2 地域生活移行の進め方の基本

地域生活へ移行するにあたっては、次の4点を基本に進めていきます。①利用者の援護の責任を一方的に家族に転嫁することなく、長野県が関係機関等と連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ、地域における総合的な支援体制を整備するとともに、地域への啓発活動等を行いながら、積極的に進めていく。②利用者の自己決定を尊重するとともに、画一的、強制的に進めることなく、多様な移行ルートを用意し、家族の希望に配慮して進めていく。③利用者が地域生活を継続できなくなった場合は、いつでも再入所できる体制をとる。④そして、この西駒郷利用者の地域生活移行を契機として、全県域に知的障害のある方が地域で安心して生活するための基盤整備を図るというものです。その中でも特に重視しているのが次の「本人意思の尊重」と「家族の理解」です。

○ 本人の意思の尊重および家族の理解

西駒郷では、平成15年6月から7月にかけて、利用者本人と家族それぞれに対して、地域生活移行についての聴き取り調査を実施しました。その結果を見ると、利用者本人については、437人のうち約7割に当たる313人から回答を得ることができ、そのうち約8割に当たる242の方が施設の生活ではなくグループホーム等の地域生活を希望するという

ものでした。なお、124人の方は障害が重い等の理由で聴き取りが困難でした。そこで、基本構想には、「長年、施設で過ごした方にとっては、地域で生活するということ自体が理解しづらいと思われますので、試行的に短期間でも自活訓練事業等を利用し、地域生活と施設での生活の差を体感することで、自己決定をすることも必要です。さらに、地域のグループホーム等への入居に際しては、一緒に生活する他の利用者との相性等が大切なため、必要な方には、事前に交流の機会を設け、スムーズな地域生活移行に結び付けていきます。また、聴き取りが困難な障害の重い利用者には、施設内に生活体験の場を設け、施設生活場面とは異なった生活体験を通して、本人の全体の状況から本人の生活志向を汲み取っていきます。こうして、全ての利用者にさまざまな機会を工夫し用意することで、自己決定がなされるよう支援し、地域生活移行についての聴き取り調査を今後も実施していきます。」としました。また、家族に対する地域生活移行についての聴き取り調査では、利用者437人の家族のうち、約37%に当たる160人の利用者の家族（障害が重く、本人の意思表示が困難な方の家族15人含む）が、受け皿が整備された場合を含めて、グループホームでの生活を希望されています。これまでにご家族に対して5回の説明会を行ってきましたが、移行を希望するご家族は徐々に増えてきているように感じますが、まだまだ、不安を抱いているご家族もおられます。これから、各圏域ごとの家族の集まりに出向き、地域の中で暮らしていくためのさまざまな情報を提供し、家族の希望に配慮しながら進めていきたいと考えています。

3 社会資源の充実

知的障害のある方が地域で生活していくためには、生活の場、日中活動の場、さまざま

な在宅福祉サービス、相談・支援体制等、地域生活に必要な社会資源が確保されなければなりません。既存の社会資源がどれくらい活用できるのかを把握し、その結果、不足している社会資源については、新たに開発したり施策化することが必要になります。

そこで、長野県では、各圏域（10圏域）ごとに設置されている障害保健福祉圏域調整会議を中心に、西駒郷「自律支援部」と当室、市町村等で連携しながら地域生活に必要な社会資源の開発・調整を行っています。

地域で生活するには、特にグループホーム等の生活の場の確保が必要となります。昨年の11月に社会福祉法人（NPO含む）等の事業所に対して、15年度から19年度までのグル

ープホーム設置の希望について調査した結果、相当数の希望がありました。その内、西駒郷利用者を受け入れを予定している事業所（西駒郷利用者の地域移行のためのグループホーム施設整備特別補助事業を活用）も多くあり、移行希望の250人分は、今のところ、ほぼ確保できる見込みとなっています。

4 5か年の地域生活移行推進プランにおける取組み

平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、下記のような取組みを示し地域生活移行を集中的に進める事としました。

5か年の地域生活以降計画（H15～19）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
入所者数(年度当初) (人)	437	405	340	275	225
地域移行者数見込 (人)	32	65	65	50	38
グループホーム数 (か所)	9	26	26	20	15

○ 地域生活移行を進めるにあたっての重点的取組事項（①～③については特に重点）

①生活の場の確保については、「西駒郷利用者の地域生活移行のためのグループホーム施設整備特別補助事業」等により、利用者の意向を踏まえた必要量を計画的に確保する。

②日中活動の場の確保については、既存の制度の活用や拡充を図るとともに、「知的障害者日中活動の場拡大事業」等の新たな補助制度等により、市町村等の協力を得ながら拡大していく。また、一般企業等への就労支援に取り組む。③相談支援体制については、障害者の地域生活を総合的に支えるために、障害保健福祉圏域ごとに「障害者総合支援センター」を設置し、身近な相談窓口である市町村との連携を図る。④地域での生活の質をより高めるために、在宅支援及び余暇活動支

援の充実を図る。⑤普及啓発の推進については、知的障害がある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、啓発活動を積極的に実施する。⑥身近な地域で、障害のある方の権利が擁護され、地域で安心した生活が送れるようにする。⑦西駒郷利用者が地域の生活にスムーズに移行できるように、敷地内及び敷地外における自活訓練事業等を実施する。

基本構想では、①～⑦までの具体的な施策の方向や新規事業を13ページにわたって説明しています。その主要なものが次ページ一覧です。

地域生活移行のための主な県単独（上乗せ）支援策

事業名		事業内容						
相談支援体制	障害者総合支援センター事業	<p>障害者が地域で安心して暮らせるために、身体・知的・精神の3障害に対応できるセンターを巡回ごとに設置します。</p> <p>設置か所 10か所</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">人員配置 知的障害者コーディネーター</td><td style="width: 50%;">障害児療育コーディネーター</td></tr> <tr> <td>身体障害者コーディネーター</td><td>精神障害者コーディネーター</td></tr> <tr> <td>生活支援ワーカー</td><td>就業支援ワーカー</td></tr> </table>	人員配置 知的障害者コーディネーター	障害児療育コーディネーター	身体障害者コーディネーター	精神障害者コーディネーター	生活支援ワーカー	就業支援ワーカー
人員配置 知的障害者コーディネーター	障害児療育コーディネーター							
身体障害者コーディネーター	精神障害者コーディネーター							
生活支援ワーカー	就業支援ワーカー							
生活の場の確保	西駒郷利用者の地域生活移行のためのグループホーム施設整備特別補助事業	<p>西駒郷利用者の地域生活移行を集中的に進めるため、社会福祉法人やNPO法人が西駒郷利用者の入居を前提に新たにグループホームを建設する場合に、通常の施設整備費補助金に上乗せ補助します。</p> <p>補助率 2/3 基準額 157,800円×23.3m²×定員 (5人のうち2人を西駒郷から受入れた場合の県の補助額は12,255,000円)</p>						
	重症心身障害者等グループホーム整備事業補助金	<p>重症心身障害者等が知的障害者グループホームで生活するために必要な職員が配置できるよう、支援費基準額に加算して補助します。</p> <p>入居対象者 A (看護師配置のグループホーム) 歩行不能の肢体不自由とIQ35以下の重度知的障害の重複障害者で、医療的ケアを必要とする者 B (介護職員配置のグループホーム) 医療的ケアの必要はないが、手厚い支援が必要な者</p> <p>補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2) 補助額 A 入居者1人につき126,160円/月 B 入居者1人につき85,790円/月</p>						
就労・日中活動の場の整備	知的障害者日中活動の場拡大事業	<p>知的障害者の日中活動の場の拡大を促進するため、国庫補助対象外の借家等の改修による通所授産施設等の施設整備や、知的障害者入所更生施設が新たに5人以上の通所部を設置、又は、定員を増員する場合などの施設整備の経費に補助します。</p> <p>事業主体 社会福祉法人等 補助率 1/2 補助額 ・国庫対象外施設整備特別補助 施設整備費補助額上限 1,540万円 整備整備費補助額上限 476万2千円 ・通所部創設特別補助上限 600万円</p>						
余暇活動・自活訓練等	障害児・者施設訪問看護サービス補助事業	<p>障害児者施設に通う、経管栄養・吸引・導尿などの医療的ケアを必要とする障害児・者に対し、訪問看護ステーションからの看護師の派遣サービスや施設に看護師を配置するなど、保健医療の充実を図ります。</p> <p>実施主体 市町村 補助額 (看護師の派遣) 30分以内 4,250円 30分から60分 8,300円 (看護師の配置) 1,592,500円 (年額) 補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2)</p>						
	職業紹介事業	<p>障害者を含む就職が困難な方の就業の確保、拡大を図るため、新たに求人開拓員を地方事務所に配置します。求人開拓員は、求職相談者に応じたアドバイスや求人開拓、紹介状の発行等を行うなど、障害者総合支援センターの就業支援ワーカーと連携し、障害者の就労を支援します。県内10の地方事務所商工課（商工建築課）に配置</p>						
余暇活動・自活訓練等	障害者余暇活動支援事業	<p>週末や夜間の余暇活動の場の提供や相談支援を行うなど、障害者の余暇の充実を図るための事業を実施する、社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体等に補助します。</p> <p>対象者 身体障害、知的障害、精神障害者 補助額 1件50万円以内 補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2)</p>						
	知的障害者自活訓練施設整備補助事業	<p>社会福祉法人が、知的障害者施設入所者の地域生活移行を目的に自活訓練を行う借家の改修費について補助します。</p> <p>補助率 1/2 補助額 上限600万円 対象か所 新規 5か所</p>						
	在宅知的障害（児）者自律生活体験事業	<p>養護学校や地域の作業所等へ通っている、知的障害（児）者が地域で自律した生活をおくるため、宅幼老所やグループホーム等の空き部屋、タイムケア事業所等を利用して行う自宅以外での宿泊体験に要する経費に補助します。</p> <p>事業主体 市町村 補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2) 補助額 7,220円/日 対象人員 延べ450名 (1人あたり3日程度)</p>						

以上のように、長野県では西駒郷利用者の地域生活移行を契機として、障害のある方が地域で安心して生活できるように、財政難の折ではありますが、平成16年度の地域生活支援関連施策の予算は、前年に比べてほぼ倍になりました。

特に、障害の重い方が地域で安心して生活できるように平成15年度から、医療的なケアの必要な重症心身障害者のグループホームを制度化し、現在、県下2箇所で運営を開始しています。さらに、平成16年度からは、医療的なケアは必要ないが、強度行動障害や重度の自閉症の方など、夜間も含めて手厚い支援体制が必要な方のグループホームを制度化し、障害の重い方が地域で安心して暮らせるようになりました。また、平成16年度から西駒郷内の居住棟を一部改修して、障害の重い方を対象とした生活体験を実施し、地域生活移行がスムーズに行われるような取組をしていく予定です。

おわりに

長野県の西駒郷利用者の地域生活移行の取

組みは、施設解体自体が目的ではなく、必要な施策を整え、障害のある方が身近な地域で安心して暮らせるような仕組みをつくることを目指しています。そのような仕組みができれば地域で生活できる方が増え、結果として

「施設が縮小」していくことになるものと考えます。そのために今年度、障害保健福祉圏域ごとに「障害者総合支援センター」を設置するなど、障害のある方々の生活や就業支援を充実、強化し障害者が地域で安心して生活できる体制づくりに取組んでいるところです。

知的障害のある方たちが、地域社会で普通に暮らす社会を実現するために、これからも在宅福祉施策を一層充実させ、市町村、社会福祉法人、ボランティア、NPO等と連携しながら、社会全体で障害のある方を支えるシステムの構築を図っていきたいと思います。

30年間、施設で暮らしていた方々が、今回このような機会を得て（遅くなつて大変申し訳ないのですが）、「地域で生活したい」と意思表示をされたわけです。私達は、このことを重く受け止め、信州発のチャレンジを続けていきたいと思います。



知的障害児童・生徒のスポーツライフ構築のために

岐阜県立大垣養護学校

教諭 高井 恒雄

近年、障害者スポーツの重要性が高まりつつあるなか、文部科学省は、「21世紀に向けたスポーツ振興方策について」(1989) や「スポーツ振興基本計画」(2000) を提示しました。ここでは、幼児から高齢者まで障害者を含む、各年齢に応じたスポーツプログラムやイベントの開発、情報システムの整備、そして生涯に亘りスポーツに親しむことができるることをスポーツの意義としています。また、その目標は、学校週5日制の実施により、主体的に自由時間を活用しながらライフスタイルを構築できるように、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することとしています。一方、日本身体障害者スポーツ協会（現、日本障害者スポーツ協会）は、「21世紀を見据えた障害者スポーツの在り方」(1998) を提言し、施設等の整備ならびにバリアフリーを進める必要があると述べています。

中川氏(1985) は、スポーツの定義を遊戯から変化した活動であり自発的で自由な自己表現的な活動であり、自主的に興味の追求それ自体を目的として行われるところの身体活動であり、身体活動は競技スポーツとしての運動競技と、本来の愉快な気晴らし楽しみのための身体運動に大別されると述べています。

知的障害児童・生徒にとってのスポーツの重要性については、余暇活動、健康の保持増進、体力の向上、施設整備(金田氏、2000; 小玉氏、2000; 矢部氏・佐藤氏、1995; 能村氏、1998; 藤田氏、2000; 武隈氏、2000) などの様々な面か

ら認識されています。また、知的障害児童・生徒及び卒業生等のスポーツライフの促進に必要な要因としてアンケート調査を実施した後藤氏(1991) や原子氏(2001) の結果は、特に①指導の専門性、②場所、③情報をあげています。

これらの先行研究からも、知的障害児童・生徒にとっても生涯スポーツを実施していくためには、学校体育の活動を含め地域でのスポーツ活動ができる施設や指導者・ボランティアの確保これらを伝える情報の提供が不可欠と考えられます。

そこで、ここでは改めて、岐阜県の知的障害のある児童・生徒の保護者(300人) や本人(高等部生徒154人)、教員(体育担当者100人) 及び関係機関に対して質問紙調査等を実施した結果から、今後の知的障害児童・生徒のスポーツライフ構築のための課題を探ったので報告いたします。

課題1. 学齢期と卒業後の連続性

スポーツ種目の現状は、小学部の調査では、手軽にできる比較的軽度のスポーツである散歩、自転車、ボール遊びを家の付近で行い、高等部になると、この他に陸上、卓球、バスケットボール、バレーボールなどの競技的なスポーツや団体種目を行っていました。これは、休日にクラブでスポーツをしているという調査結果から学校での部活動の影響が大きいと推察されます。また、休日における教員のボランティアの影響も大きいと思われます。

今後やってみたいスポーツ種目では、保護者、教員は水泳が最も多いのに対し、本人は、ボウリング、水泳、自転車、卓球、スキーやでした。このことは健常者を対象にして行った総理府調査(2001)とおおむね同様であるため、今後条件さえ整えば同一種目を健常者とともに楽しむことも可能であると考えられます。したがって、今後の課題として、学齢期のスポーツ活動や学校体育において、卒業後

も健常者とともに生涯を通じてスポーツを楽しむことができる基盤を育てるという意識を一層高める必要があるでしょう。(図1)

課題2. 相互理解の推進

保護者、教員調査に対する同じ質問項目を比較した結果は、施設・場所に関しては、教員は機能面での施設の使いやすさを、保護者は、具体的には心理面での使いやすさや周り

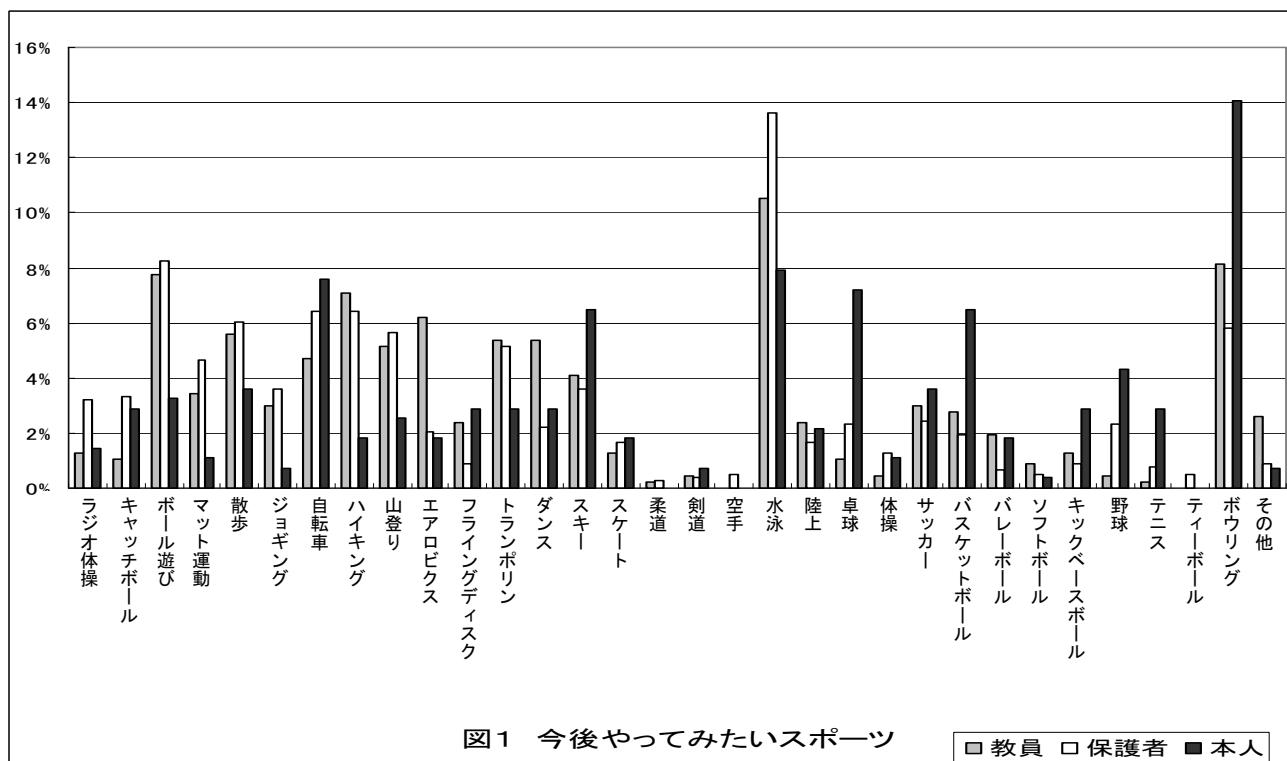
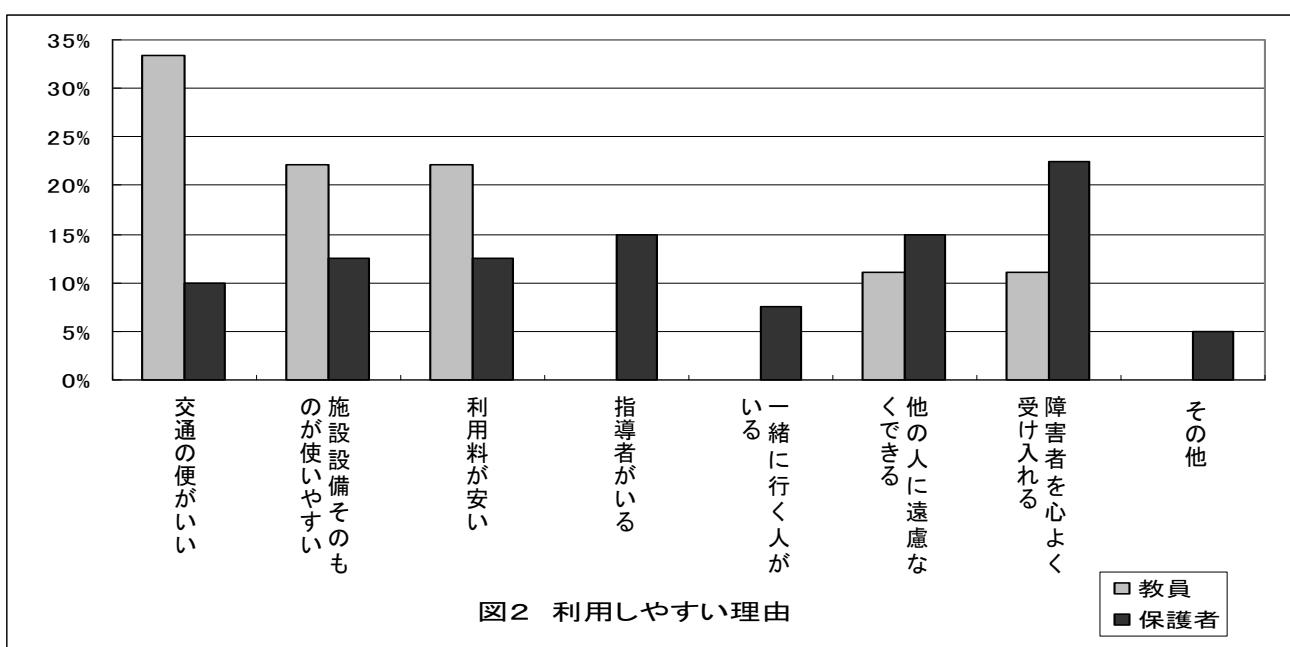


図1 今後やってみたいスポーツ

□教員 □保護者 ■本人

□教員
■保護者

に気兼ねなく安心して行える場所を重視するという違いがみられました。また、関係機関の調査からは、岐阜県の場合では、知的障害者専用施設は無く、一般の施設を利用する事が現実的と考えられました。したがって、一般の施設を利用する際には、保護者の心理面にも配慮し、施設管理者等への理解啓発が不可欠と考えられます。(図2)

課題3. ボランティアの育成

指導者・ボランティアに関しては、保護者、教員とともに指導者およびボランティアの必要性を強く感じているとみられました。これに対し、関係機関の調査からは、指導者については「障害者スポーツ指導員制度」や「スポーツリーダーバンク」といった制度の有効活用が望まれていました。ボランティアに関しても組織化の必要性が示唆されました。

課題4. 障害者と健常者の連携

情報に関しては、特に保護者・教員が定期的な広報誌やインターネットを通じての情報提供を希望していました。これに対し、関係機関の調査からは、岐阜県にはスポーツ活動に関して健常者を対象としたインターネットによるスポーツ活動情報システムが存在することが示されました。したがって、このシステムと有機的に結合しつつ知的障害児童・生徒やその保護者・教員にとって有益なインターネット上の情報源を整備する必要が考えられました。

また、関係機関の調査からその有効性が示唆された「総合型地域スポーツクラブ」は、現状では健常者が主たる対象ですが、障害者の利用も十分可能である制度です。したがって、知的障害児童・生徒のスポーツ活動推進の観点からも、学校での活動のみならず各居住地域で、この制度の推進を具体的に進める必要があると思われます。

参考文献

- 藤田紀昭 (2000) : 障害者と地域スポーツ－地域スポーツ振興と統合をめぐって－, 体育の科学, 50 (3), 213-217.
- 後藤邦夫 (1991) : 東京都精神遅滞養護学校生徒のスポーツライフに関する一考察, スポーツ教育学研究, 11 (2), 129-137.
- 原子はるみ (2001) : 知的障害者のスポーツライフの実態とそのニーズ, 筑波大学教育研究科障害児教育専攻修士論文.
- 保健体育審議会 (1997) : 生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について, 私家版.
- 金田安正 (2000) : 生涯スポーツとしての障害者スポーツを考える, 日本体育学会第50回記念大会特別委員会 (編), 21世紀と体育・スポーツ科学の発展, 132-138, 杏林書院.
- 小玉一彦 (2000) : 生涯スポーツとしての障害者スポーツを考える, 日本体育学会第50回記念大会特別委員会 (編), 21世紀と体育・スポーツ科学の発展, 146-154, 杏林書院.
- 文部省 (2000) : スポーツ振興基本計画, 私家版.
- 中川一彦 (1985) : 障害児体育の理論と実際－遊びからスポーツへ、その発達と強化－, 学校体育, 38 (2), 140-145.
- 日本身体障害者スポーツ協会 (1998) : 21世紀を見据えた障害者スポーツの在り方, 私家版, 5-15.
- 能村藤一 (1998) : 知的障害者スポーツの現状と課題, 臨床スポーツ医学, 15(2), 149-153.
- 総理府編 (2001) : 体力・スポーツに関する世論調査, 余暇・レジャー総合統計年報, 161-183.
- 高井恒雄 (2004) : 岐阜県における知的障害児童・生徒のスポーツライフに関する研究, 筑波大学教育研究科障害児教育専攻修士論文.
- 武隈晃 (2000) : 障害者スポーツとこれからのスポーツ振興の在り方, スポーツと健康, 32(1), 30-33.
- 矢部京之助、佐藤賢 (1995) : 知的障害児のフィットネスとスポーツ, 臨床スポーツ医学, 12(11), 1259-1264.

大地に描く想い

……車椅子で始めた農場

千葉県柏市「岩立農園経営」

岩立 徳治

大病そして身体障害者に

数年にわたる体調不良が続いたあげく、昭和63年には耐えられないほどの痛みに襲われて入院、骨盤内にはびこっていた腫瘍が発見されたが、これを摘出する大手術は16時間に及んだ。その数ヵ月後に受けた手術は8時間がかった。リハビリ、社会復帰と気の遠くなるような日々が続くことになる。

九分九厘ダメと思って手術に臨んだ時、それまでを振り返って、自分なりに充実した35年の人生だったと満足感を抱いていた。ところが、命が助かってみると、全く動けず、手術の成功に感謝するどころか、素直になれない自分がいた。医師に感覚があるかと問われると、感じもしないのに感じると応えた。「こうあってほしい」という気持ちが働いた。

絵との出逢い

岩立さんが小学校以来の絵を描くことになったのは、柏市身体障害者福祉センターの障害者のための水彩画講習会であった。数枚の水彩画を描いた後に、女流画家である指導者から50号の絵を描くようにと勧められた。50号という大きさも筆の使い方も分らないまま、身体の痛みにじっと座っていられず、腰を浮かしながら描いたのが、故郷の「筑波山」だった。「絵はテクニックではない、自分の描きたいように自由に描いてよい」といわれ、人の目を気にせず、楽しみながら自分の好きなように描いた。発表の場として、柏市の美術展に出品する毎に、「審査員特別賞」「商工会議所会頭賞」「市教育長賞」と受賞し、4年

目には「大賞(グランプリ)」を受賞した。更に「ありのまま大賞」では「三笠宮寛仁親王賞」を受賞した。

病気で気づかされた「自分の尺度」

手術後、見当違いの生き方をしてきたことに気づいた。「これまでの自分は周りの尺度で生きてきた。これからは自分の尺度で生きよう!」と心に決めた。

「迷惑をかけて、ありがとう」「迷惑をかけさせてもらって、ありがとう」と開きなおり、市の援助はなんでも受けさせてもらうことにした。

絵はキャンバスに描くのではなく、自分の心の中に描くようになった。想いを心の中に溜めておくと、爆発するがごとく描けるようになるはずだ、そんな生き方をしたいと思うようになった。

そして、今は、大地に絵を描いている。つまり野菜づくりをしているのである。他人に気兼ねせずに、包み込んでくれる大地に生かされていることに気づかされた。風に身をさらし、太陽に焼かれていると元気が出る。何があっても生きなければと思った。

リハビリの頃、生きていながら自分の居場所がないことに対して「怒り」を感じていた。うれしさ、喜びではなく、この「怒り」こそが生きる最大のバネになった。

生涯、車椅子を使っても自力では移動できないだろうといわれた岩立さんにとって、農機具に振り回されそうな状態で始めた農業が本職の現在、殺虫剤や農薬なしの有機野菜づくりをしている。更には肥料さえなくてもよ

いのではと考えている。雑草は然りである。土の力を信じたいと岩立さんはいう。

現在、岩立さんの農場は、「引きこもり」や「知的障害者」の人たちに開放されている。20歳から35歳くらいまで、定期的に来る人、気が向いたら来る人と、一人ひとり、好きなように過ごしていく。農作業に限らず、生垣の手入れ、お茶を飲む、本を読む、テレビを見る……となんでも有りの世界である。岩立さん自身は甘い言葉も報酬も与えない。つまり、雇う、面倒を見るなどということはしない。大地が社会からはじかれた人をも包み込んでくれると信じている。歩くのが覚束なかつた人が歩けるようになったり、無表情だった人が挨拶できるようになったり、笑顔が出るようになったりする。

「ただ働きだ」と怒る人もいるが、それは「自己主張ができるようになったこと」で、それが原因で来なくなってもよしとする。

真の自立とは？ 真の援助者とは？

自立には、経済的因素が欠かせない。今後の思いとして、農家のお年寄りが丹精こめて育てたキュウリやトマトなどの作物をたとえ1個でも、不揃いでも「直売所」で売ることができるようにしたい。彼らにとってはデイ・サービスへ通うよりも「生きがい」につながり、自立することになる。そして、農場へ通ってくる人たちに店番をしてもらえば、社会的交流が生まれるし、なにがしかの報酬を得る場にもなる。何よりも、野菜の命をいただいて私たちが生かしていることを思うと、絶対に無駄にできないのである。

* * * * *

講演の後、岩立さんにまつわる次のようなエピソードがデイ・サービス「ちゃのま」の村松郁恵さんから披露された。

岩立さんは、縁あって、汐留等に出店している有名なレストランに野菜を提供していた。大きさが不揃いで、曲がっていようとも、味で勝負していた。ところが、発展的に間に業

者が入るようになると、いつ・どんな形のものを・どの位の量を……などと注文がつくようになつた。岩立さんは、自然に任せての野菜づくりでは、そのような注文には応えられないと断つてしまつた。

ある日、近くの「ちゃのま（デイ・サービス）」のメンバーが春菊摘みにやってきた。パーキンソン病の婦人が迷惑をかけるからと車から降りなかつた。春菊を摘みたいのか、摘みたくないのかと問われて、彼女は摘みたいと答えた。迷惑をかけるのは大賛成と車から降ろして、手近かの春菊を摘ませてあげた。婦人は私にも摘めたと、岩立さんに手を合わせて涙を流したということだ。



野菜の産地直売所の骨組みができたところ

岩立さんは1時間の話の間に「レクリエーション」という言葉を遂に1度も口にしなかつた。にもかかわらず、聴いている我々レク関係者の耳には、岩立さんの実践こそが究極の「レクリエーション」であり、援助者としてのあり方だというメッセージがしっかりと届けられたと思う。

自然体で生きる岩立さんから、刺激的な学びをたくさんいただいた。この1時間を恵まれたことに感謝したい。

(この講演は、平成16年5月9日（日）オリンピック記念青少年センターで、東京都福祉レクリエーション・ネットワークの総会に続いて行われたものである。

(同ネットワーク 事務局 村松 節子)

最新福祉用具紹介

— 福祉用具研究開発助成事業で実用化されたもの その7 —

財団法人 テクノエイド協会

当協会では、障害者・高齢者の方々の自立の促進と介護に当たる方々の介護負担の軽減を図るために福祉用具の実用化を目指して「福祉用具研究開発助成事業」を実施しています。16年度事業分に119件の応募がありましたが研究開発委員会で審査をし、14件の採択が決定しました。実用化に向けての研究開発を期待しているところです。

実施している助成事業の中から最近の実用化事例を前号に引き続いだり、いくつかご紹介させていただきます。

(財団法人テクノエイド協会のホームページ (<http://www.techno-aids.or.jp/>)

やっぱり自分で料理を作りたいという方へ

『とんとん福祉調理具』シリーズ

協同組合 エヌテック

「お弁当や給食、宅配の出来上がっている食材ではおいしくない。やっぱり、自分で料理を作りたい。」「家族に手料理を食べてもらいたい。」

身体の不自由な方でも、そんな希望はあると思います。欧米の福祉機器の中には調理に関するものもありますが、食生活や体型の違いで、輸入品を使うことは難しいのが現状です。そこで、身体の不自由な方の要望にお答えするために開発されたのが『とんとん福祉調理具』シリーズです。手の不自由な人や、車いすの人でも無理なく、安全に自分で料理ができることができます。開発は、新潟県内

のメーカー五社が集まった異業種グループ「協同組合エヌテック」で、キッチン関係が有名な燕市を中心として活動を行っています。開発にあたっては、病院・施設・大学・障害をもっている方などとチームを組みながら、一番使いやすいデザインは何かをポイントに進めてきました。今回開発した調理具を紹介します。

○ とんとん両手なべ

取っ手やふたのつまみが通常のものより大きく出来ているので、手に障害がある方でも簡単に持つことが出来ます。ふたも、なべのフチに引っ掛けられるようにデザインされています。「つる」が付いているタイプもあります。力の無い人は両手でしっかりと持てる「つる付きタイプ」が有効です。



○ とんとん片手なべ

変形グリップがついているので、手首に負担をかけずに調理ができます。いすに座ったり車いすの方にも握りやすい角度になっています。



○ とんとんフライパン

フライパンの形状が円形ではありません。先端は90度に立ち上がっており、炒めるときに食材が外に出ないように、手元は45度の角度になっており、お皿に盛り付けるときに手に負担をかけずに盛り付けが出来るようになっています。片手なべと同じデザインのグリップで握りやすく、手首に負担をかけません。素材はフッソ加工を施したアルミ製。残念ながら電磁調理器では使うことは出来ません。



○ 形状記憶包丁とまな板

ストレートタイプとL形タイプの二種類の包丁は、握り手が形状記憶ポリマーで出来ています。お湯に入れると変形して、使う方が一番力が入りやすい形にすることが出来ます。包丁がしっかりと握れない方や手がふらつく方は、まな板と組み合わせことで安全に調理をすることが出来ます。まな板は元スキーメーカーが作っているので軽くて耐久性もあり衛生的です。



予測入力でパソコンを簡単操作する障害者用パソコン入力支援ソフト

「Pete(ピート)」

アライド・ブレインズ株式会社

「Pete(ピート)」は、パソコンのキーボード等が使えない肢体不自由の方のために開発した、パソコン入力支援ソフトです。

キーボードを使えない人がパソコンを利用する方法としては、画面上にソフトウェアキーボードを表示してマウスやスイッチ操作で入力する方法が一般的ですが、この方法で日本語入力やパソコン操作をするのはかなり面倒で時間がかかります。

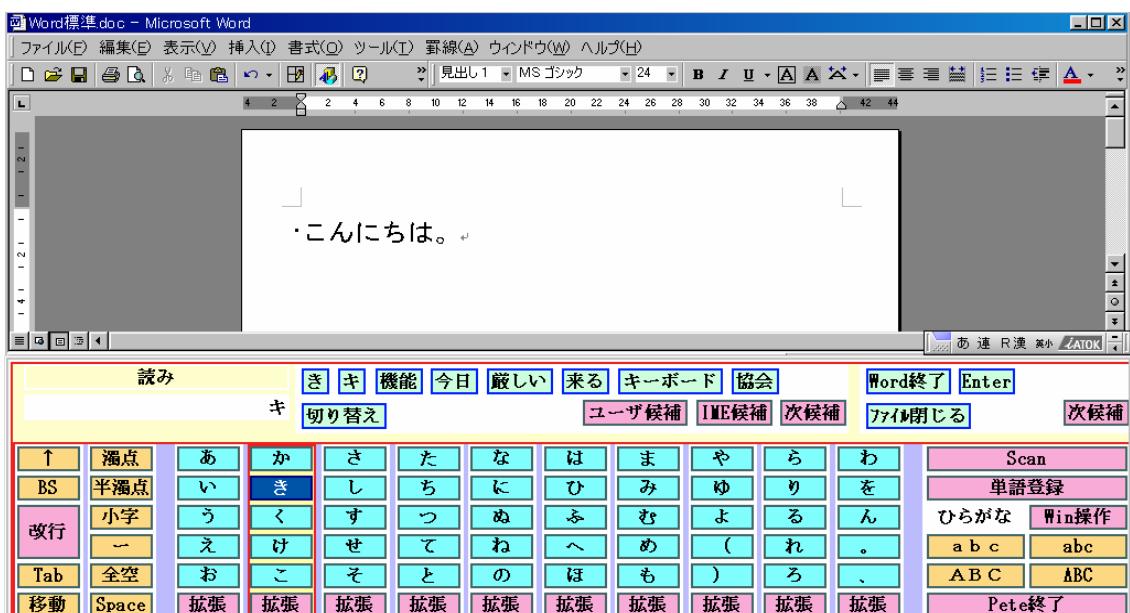
そこで、「Pete(ピート)」では予測入力という方法を使って、必要なキー操作を出来るだけ減らし、利用者の負担を軽減する工夫をしています。予測入力は、最近では携帯電話のメール入力でおなじみになりましたが、入力したい単語のよみがなの最初の文字を入れると、そのよみがながら始まる単語をいくつか入力候補として表示するというものです。入力したい言葉がその中にあれば、すぐに選択して入力できますので、よみがなを全て入力して変換する方法に比べると、キー操作の回数をかなり減らすことができます。

「Pete(ピート)」では、ソニー・コンピュータサイエンス研究所の開発した「POBOX」という予測入力手法を取り入れています。

また、「Pete(ピート)」独自の機能として、

言葉の入力だけでなく、パソコンの様々な操作の選択も予測入力方式で出来るようになっています。例えば、ワープロソフトで文章を打っていると「Pete(ピート)」は「上書き保存」など、その場で使う可能性の高い操作メニューを予測して表示します。これをマウス等で選択するだけで操作が行えますので、ウィンドウズの複雑なプルダウンメニューを操作する必要がなくなります。

現在、「Pete(ピート)」は当社のウェブサイト (<http://www.a-brain.com/project/PeteHP/>) から無料でダウンロードすることができます。個人利用のほか、各地の養護学校等でも広くご利用いただいているようです。2001年6月にバージョン1を公開してから、何度かバージョンアップを行ってきましたが、今後も、より使いやすくて役立つソフトになるよう機能の改善を図っていくことにしています。



Pete で日本語入力をしているところ。よみがなの一部から言葉を予測します。



Pete の操作予測画面。場面に合わせて、よく使う操作メニューを表示します

お問い合わせ先											
(財) テクノエイド協会開発部											
〒101-0052 東京都神田小川町3-8-5											
駿河台ヤギビル4階											
TEL 03-3219-8211											
FAX 03-3219-8213											

高次脳機能障害支援モデル事業報告書 (平成13年度～平成15年度)について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

平成13年度から実施している「高次脳機能障害支援モデル事業」の3カ年の報告書が、国立身体障害者リハビリテーションセンターにより取りまとめられた。

平成16年度においては、今回とりまとめられた診断基準、訓練プログラム、支援プログラム等を活用して、さらに具体的な支援を進める予定としている。

高次脳機能障害支援モデル事業報告書（平成13年度～平成15年度）の概要

1. 背景

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる場合がある。

このような障害については、診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要であることから、これを、行政的に「高次脳機能障害」と呼び、平成13年度から「高次脳機能障害支援モデル事業」を開始して、実態把握と支援の具体的手法の検討を進めてきた。

2. 調査の概要

国立身体障害者リハビリテーションセンター、12地域の地方拠点病院等において、高次脳機能障害を有することにより、支援の必要性が高いと判断された者に対し、試行に訓練や支援等を実施しながら、基礎的データを収集・分析した。

- 1) 調査期間 平成13年8月24日～平成16年1月31日
- 2) 対象者数 424名（うち、訓練対象者281名、支援対象者225名 重複あり）
- 3) 全登録者（424名）の状況
 - 性別：男性78%、女性22%
 - 年齢：平均33.1歳、20歳代37%、30歳代23%の順
 - 原因傷病：外傷性脳損傷76%（20歳代が多い）、脳血管障害17%（50歳代が多い）
 - 障害者手帳所持：47%（身体42%、精神9%、療育2% 重複あり）
 - 身体機能の障害：あり 57%
 - 高次脳機能障害の症状：記憶障害90%、注意障害82%、遂行機能障害75%、社会的行動障害（症状が一つでもあるもの）81%
 - 画像診断：全例でCTやMRIを実施。原因となる脳病変の所見のあるもの 88%

4) 訓練（リハビリテーション）の状況（訓練対象者281名）

- 主に利用する機関：病院70%、身体障害者更生援護施設19% 等
- 訓練の効果：注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害は、5～10%の者が改善。
記憶障害は大きな改善はみられず。
受傷・発症から1年未満の例で、障害尺度が改善する率が高かった。

5) 地域生活における支援の状況（支援対象者225名）

- 当事者のニーズ：相談援助34%、訓練・作業援助31%、健康管理援助30% 等
ニーズの発生する要因は、90%以上が高次脳機能障害による
- 支援の調整を行っている機関：病院44%、身体障害者更生援護施設40% 等
- 支援を実施する機関：身体障害者更生援護施設20%、病院19% 等
- 支援計画策定会議：平均70分。平均4職種が関与、当事者・家族は30%が参加。
- 支援の内容：就業・就学準備支援32%、在宅支援16%、小規模作業所支援13% 等

3. 診断基準、プログラム等*

調査結果をもとに、地方拠点病院等連絡協議会にて検討を進め、次の診断基準、プログラム等を開発・提案。

1) 診断基準

- 高次脳機能障害診断基準
行政的な支援の対象とすべき、高次脳機能障害の診断基準を作成した。

2) 標準的訓練プログラム

- 急性期の医療終了後、高次脳機能障害が疑われる場合に、多職種が関与して行う包括的な高次脳機能障害訓練プログラムを作成した。受傷、発症時期からの時間経過等に応じて、医学的リハビリテーションプログラム、生活訓練プログラム、職能訓練プログラムの3つを作成した。

3) 標準的支援プログラム

- 高次脳機能障害者の社会復帰・生活・介護支援を進めるための、ニーズ調査、支援計画策定、支援を行う上での留意点等について、とりまとめた。

● 高次脳機能障害支援ニーズ判定票

社会復帰・生活・介護支援に当たり、必要な支援を評価・把握するための、支援ニーズ判定票を作成した。

<参考1> 高次脳機能障害支援モデル事業の実施状況

1. 実施体制

1) 都道府県・指定都市

拠点病院を指定。拠点病院は関係機関と連携して、高次脳機能障害を有する方に対して、リハビリテーション、社会復帰支援等を実施。

参加自治体：

北海道・札幌市、宮城県、千葉県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、福岡県・福岡市・北九州市、名古屋市

(計12地域。なお、岡山県、広島県は平成14年度からの参加)

2) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

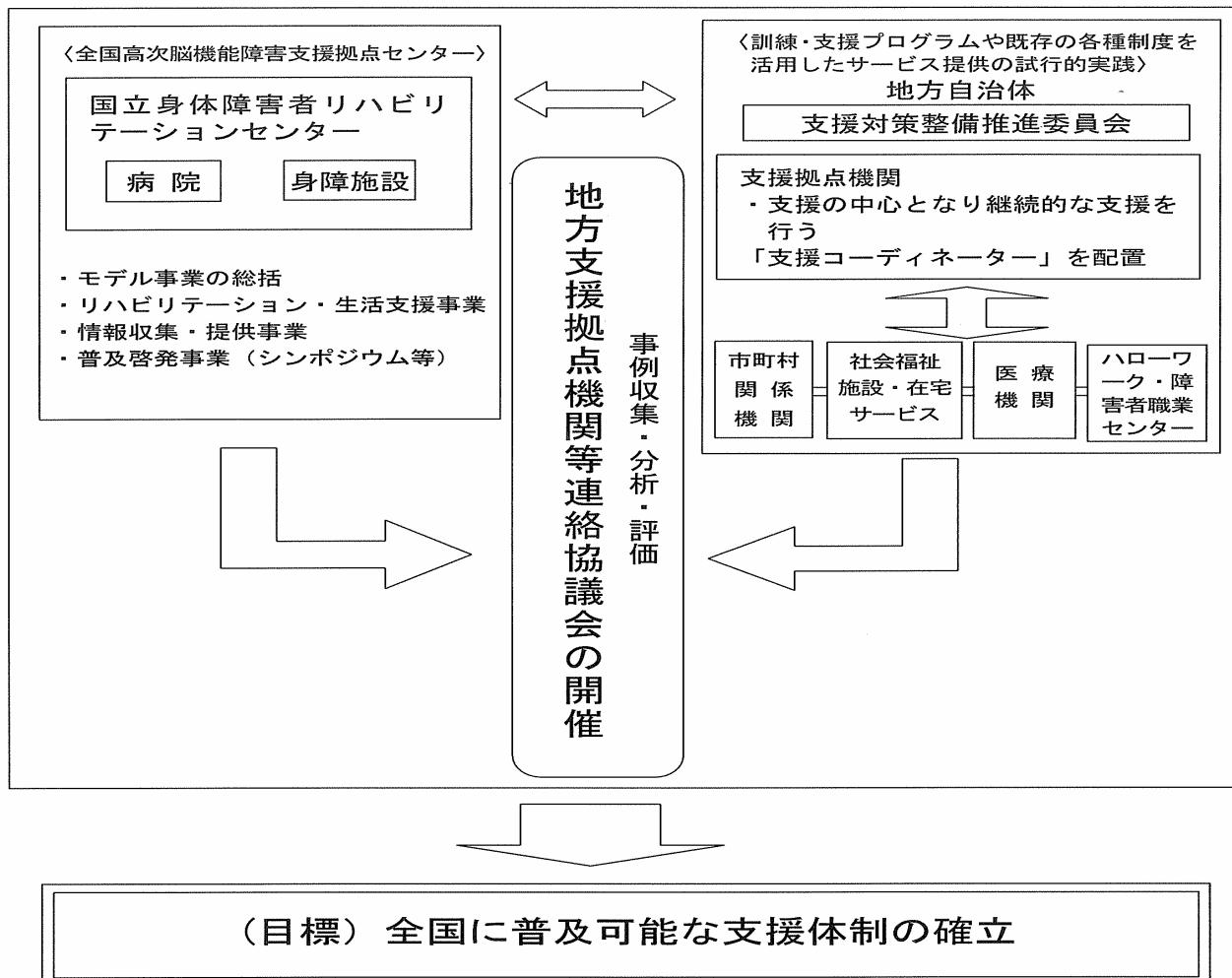
高次脳機能障害を有する方に対してリハビリテーション、社会復帰支援等を実施するとともに、地方拠点病院と連携して、データ収集、分析、支援体制検討等を実施。

*地方拠点病院等連絡協議会を設置し、拠点病院等における支援事例のデータ集積、分析、診断基準等の検討を実施。

2. 予算額

1) 平成13年度	104,010千円	3) 平成15年度	104,168千円
2) 平成14年度	112,290千円	4) 平成16年度	103,838千円

高次脳機能障害支援モデル事業【概念図】



<参考2> 高次脳機能障害の具体的な症状

○記憶障害：

物の置き場所を忘れたり、新しいできごとを覚えていられなくなること。そのために何度も同じことを繰り返し質問したりする。

○注意障害：

ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする。二つのことを同時にしようとすると混乱する。

○遂行機能障害：

自分で計画を立ててものごとを実行することができない。人に指示してもらわないと何もできない。いきあたりばったりの行動をする。

○病識欠落：

自分が障害を持っていることに対する認識がうまくできない。障害がないかのようにふるまつたり、言つたりする。

○社会的行動障害：

すぐ他人を頼る、子どもっぽくなる（依存、退行）、無制限に食べたり、お金を使ったりする（欲求コントロール低下）、すぐ怒ったり笑ったりする、感情を爆発させる（感情コントロール低下）、相手の立場や気持ちを思いやることができず、良い人間関係が作れない（対人関係拙劣）、固執性、意欲の低下、抑うつ、など。

地方拠点病院等一覧

		連絡先住所	電話番号
北海道・札幌市	北海道大学医学部附属病院	札幌市北区北14条西7丁目	011-716-1161
宮城県	東北厚生年金病院	仙台市宮城野区福室1-12-1	022-259-1221
埼玉県	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
千葉県	千葉県千葉リハビリテーションセンター	千葉市緑区菅田町1-45-2	043-291-1831
神奈川県	神奈川県総合リハビリテーションセンター	厚木市七沢516	046-249-2652
岐阜県	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井590	0574-25-2181
三重県	藤田保健衛生大学七栗サナトリウム	久居市大島町向廣424-1	059-252-1555
	松坂中央総合病院	松坂市川井町字小望102	0598-21-5252
大阪府	大阪府立身体障害者福祉センター	堺市旭ヶ丘中町4-3-1	0722-44-8000
岡山県	川崎医科大学医学部附属病院	倉敷市松島577	086-462-1111
広島県	広島県立身体障害者リハビリテーションセンター	東広島市西条町田口295-3	0824-25-1455
福岡県・福岡市・北九州市	久留米大学医学部附属病院	久留米市旭町67	0942-31-7570
名古屋市	名古屋市総合リハビリテーションセンター	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	052-835-3811
国リハ	国立身体障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木4-1	042-995-3100

※印についての診断基準・各プログラム等は本誌発行後、ホームページに掲載予定。

第19回障害者による書道・写真全国コンテスト

障害者による書道・写真全国コンテストは、
障害者の文化・芸術活動の促進と技術の向上とそれらの活動を通した
積極的な自己実現と社会参加の促進を目的としております。

長い間のブランクがありどうしようかと迷いましたが、1枚書いてみようかと筆を取りました。が、やはり思うように筆が動いてくれませんでした。何日間か間を置いて20枚30枚の内、出来たのがこの作品です。特に浪の「シ」には苦労しました。



宮上 忠／長崎県／78才／肢体障害

書く位置を言葉かけしながら、本人が筆をもって書きました。クラブで2回目の作品です。



黒木 翔／宮崎県／11才／視覚障害



私は両足が不自由な為、主人に車イスを押してもらい動物園内を撮影した。サイのゴツゴツした皮膚感を写したくて、今まで4回写しに行ったが、うまく写せなかった。しかし、当日は、サイがシャワーをあびていて黒っぽい皮ふがピカピカ光って面白い写真が写せた。5回目でやっと自分のイメージ通りの写真が写せた。

小原 めぐみ／名古屋市／37才／肢体障害

※掲載した3作品は「第18回障害者による書道・写真全国コンテスト」入賞作品より抜粋しました。

応募要項

●応募資格：「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けている者。但し、当コンテスト3回以上入賞者は対象外とする。

●応募内容：(1)書道の部 (2)写真の部 テーマは自由です。
各部門1人1作品まで(書道と写真双方の応募は可)

●作品サイズ：(1)書道の部 (タテ・ヨコ自由)
半紙サイズ(約33.3cm×24cm)
硬筆はA4サイズ(約21.0cm×29.7cm)
(2)写真の部 (タテ・ヨコ自由)
四ツ切りサイズ(約25.4cm×30.5cm)
四ツ切りワイドサイズ(約25.4cm×36.5cm)
デジタルはA4サイズ(約21.0cm×29.7cm)

●応募方法：別添の応募用紙に必要事項をご記入の上、作品を添えて各都道府県・指定都市の応募取りまとめ機関(別紙)へご提出下さい。(全国コンテスト事務局への個人での直接応募は審査対象外とさせて頂きます。)

●応募期間及び締切：応募期間については、各取りまとめ機関にお問い合わせ下さい。各取りまとめ機関から全国コンテスト事務局への提出は、平成16年10月1日(金)必着です。

●入賞：書道・写真それぞれの応募の中から、金賞10点、銀賞10点、銅賞20点程度を選定します。

●選考結果：平成16年11月下旬、各都道府県・指定都市の取りまとめ機関宛に通知します。入賞者ご本人宛には入賞のお知らせならびに賞状、記念品を郵送いたします。
その他、福祉新聞紙で発表を予定しております。

●入賞作品発表：①新宿パークタワー(予定)
平成17年3月1日～平成17年3月6日の期間で展示を予定。
②全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)
平成17年1月中旬から展示。
③その他 コンテストの入賞者、入賞作品、審査員総評等は、当センターの情報誌「戸山サンライズ」およびホームページで掲載します。

●応募上の注意

※応募作品の返却はいたしません。

※作品制作年月日は問いません。ただし他のコンテスト等に未応募のものに限ります。

※応募作品の著作権は本人に帰属しますが、この事業の一環として行うイベント・印刷物への掲載などについては主催者が自由に使用できるものとします。

※書道の部：①利き手側の上肢に著しい障害のある方については、規定サイズ外の作品も可能としますので、その旨、事務局へご連絡下さい。
②規定サイズの範囲内であれば用紙の種類は問いません。(色紙も可)
③作品は折り曲げず、広げた状態でお送り下さい。

※写真の部：①被写体に人物が写っている場合、肖像権侵害等の責任は負いかねますので必ず本人の了承を得て下さい。②組写真は不可

※作品は素材のみに限ります。パネル、額縁、表装等をした作品は審査対象外とさせて頂きます。

●作品の応募に関するお問い合わせ

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国コンテスト事務局

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL. 03(3204)3611

FAX. 03(3232)3621

ホームページ：<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

●協力：各都道府県・指定都市障害者福祉主管課
各都道府県・指定都市応募取りまとめ等協力機関
財団法人 毎日書道会

●後援：株式会社 福祉新聞社

●主催：財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

第19回障害者による書道・写真全国コンテスト応募取りまとめ機関一覧表

県名等	団体名	住所	電話番号	FAX番号
北海道	(社団)北海道身体障害者福祉協会	060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでる2・7	011-251-1551	011-251-0838
青森	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会	030-0122 青森市大字野尻字今田52-4 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館内	017-738-5059	017-738-5052
岩手	岩手県障害者社会参加推進センター	020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-7636	019-637-7626
宮城	(社福)宮城県身体障害者福祉協会	983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	022-291-1587	022-291-1588
秋田	秋田県障害者社会参加推進センター	010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2780	018-864-2781
山形	(社福)山形県身体障害者福祉協会	990-2231 山形市大字大森385	023-686-3690	023-686-3723
福島	福島県障害者社会参加推進センター	960-8065 福島市杉妻町5-75	024-523-1414	024-523-1432
茨城	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-3375	029-301-3370
栃木	栃木県障害者社会参加推進センター	320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-624-2761	028-624-2761
群馬	群馬県保健福祉部障害政策課 身体障害グループ	371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2332	027-224-4776
埼玉	埼玉県障害者交流センター	330-0046 さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2243	048-834-3333
千葉	千葉県身体障害者福祉協会	260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1746	043-245-1578
東京	府中市立心身障害者福祉センター	183-0026 府中市南町5-38	042-360-1313	042-368-6127
神奈川	(財)神奈川県身体障害者連合会	221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 社会福祉会館	045-311-8736	045-316-6860
新潟	(社福)新潟県身体障害者団体連合	950-0121 中蒲原郡龜田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内	025-381-1474	025-381-1478
富山	富山県障害者社会参加推進センター	930-0094 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3F	076-444-0213	076-433-4610
石川	(社福)石川県身体障害者団体連合会	920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1階	076-232-8372	076-232-8372
福井	福井県身体障害者福祉連合会	910-0026 福井市光陽2-3-22	0776-27-1632	0776-25-0267
山梨	(社福)山梨県障害者福祉協会	400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	055-252-0100	055-251-3344
長野	長野県社会部障害福祉課 在宅支援係	380-8570 長野市南長野幅下692-2	026-235-7104	026-234-2369
岐阜	(財)岐阜県身体障害者福祉協会	500-8386 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉館内	058-273-1111(平成25年4月)	058-273-9308
静岡	(社福)静岡県身体障害者福祉社会	420-0856 静岡市駿府町11-70	054-252-7829	054-255-2011
愛知	(社団)愛知県身体障害者福祉団体連合会	456-0024 名古屋市熱田区森後町11-12	052-671-8087	052-671-1108
三重	(社団)三重県身体障害者福祉連合会	514-0113 津市一身田大古曾670-2	059-232-6503	059-231-7182
滋賀	滋賀県立障害者福祉センター	525-0072 草津市笠山8-5-130	077-564-7327	077-564-7641
京都	京都府障害者社会参加推進センター	604-0874 京都市中京区竹屋通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都8階	075-251-6454	075-251-6438
大阪	大阪府健康福祉部障害者福祉室地域生活支援課社会参加支援グループ	540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22	06-6941-0351	06-6944-6674
兵庫	(財)兵庫県身体障害者福祉協会	651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-242-4620	078-242-4260
奈良	奈良県心身障害者福祉センター	636-0344 磯城郡田原本町宮森34-4	07443-3-3393	07443-3-1199
和歌山	(社福)和歌山县身体障害者連盟	640-8034 和歌山市駿河町35	073-423-2665	073-428-0515

第19回障害者による書道・写真全国コンテスト応募取りまとめ機関一覧表

県名等	団体名	住所	電話番号	FAX番号
鳥取	(社)幅鳥取県身体障害者福祉協会	680-0947 烏取市湖山町西3-127 障害者福祉センター・福祉社会館内	0857-28-7277	0857-28-7288
島根	島根県障害者社会参加推進センター	690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	0852-32-5572	0852-32-5573
岡山	(財)岡山県身体障害者福祉連合会	700-0813 岡山市石閑町2-1	086-223-4562	086-223-4597
広島	(社団)広島県身体障害者団体連合会	732-0816 広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉社会館内	082-254-2505	082-254-0202
山口	山口県障害者社会参加推進センター	753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉社会館内	083-928-5432	083-928-5436
徳島	(財)くしまノーマライゼーション促進協会	770-0939 徳島市かちどき橋1-4(柄木県林業センター6F)	088-624-2882	088-624-3388
香川	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター 身体障害者福祉センター	761-8057 高松市田村町1114	087-867-7686	087-867-0420
愛媛	愛媛県身体障害者団体連合会	790-8553 松山市持田町3-8-15	089-921-4772	089-921-4814
高知	(財)高知県身体障害者連合会	780-0870 高知市本町4-1-37 社会福祉センター内	088-872-9497	088-872-7590
福岡	(財)福岡県身体障害者福祉協会	816-0804 春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター内	092-584-6067	092-584-6070
佐賀	佐賀県障害者社会参加推進センター	840-0851 佐賀市天祐1-8-5	0952-29-1226	0952-29-3918
長崎	長崎県障害者社会参加推進センター	852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-842-8178	095-849-4703
熊本	(社)福熊本県身体障害者福祉団体連合会	860-0842 熊本市南千反畠町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-354-7371	096-325-5624
大分	大分県身体障害者福祉センター	870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉社会館内	097-558-4849	097-558-4849
宮崎	宮崎県障害者社会参加推進センター	880-0007 宮崎市原町2-22	0985-26-2950	0985-26-2950
鹿児島	(社)鹿児島県身体障害者福祉協会	890-0021 鹿児島市小野1-1-1	099-228-6271	099-228-6710
沖縄	(社)沖縄県身体障害者福祉協会	901-1114 沖縄県南風原町字神里631	098-835-6611	098-835-6622
札幌市	(社)札幌市身体障害者福祉協会	063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1	011-641-8853	011-641-8966
仙台市	(財)仙台市身体障害者福祉協会(仙台市障害者社会参加推進センター)	980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ8F	022-266-0294	022-266-0292
さいたま市	さいたま市保健福祉局福祉部障害福祉課 社会参加担当	330-9588 さいたま市浦和区常磐6-4-4	048-829-1308	048-829-1981
千葉市	千葉市身体障害者福祉団体連合会	260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 ハーモニープラザ3階	043-209-3281	043-209-3282
横浜市	(社)横浜市身体障害者団体連合会	222-0035 横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラボール3階	045-475-2060	045-475-2064
川崎市	(財)川崎市身体障害者協会	210-0834 川崎市川崎区太島1-8-6	044-244-3975	044-246-6943
名古屋市	(社)名古屋市身体障害者福祉連合会	456-0024 名古屋市熱田区森後町11-12	052-682-0878	052-671-3124
京都市	京都市身体障害者団体連合会	604-8804 京都市中京区壬生坊城町19-4 京都市みぶ身体障害者福祉社会館内	075-822-0770	075-822-0770
大阪市	(財)大阪市身体障害者団体協議会	543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内	06-6765-5336	06-6765-7407
神戸市	神戸市身体障害者団体連合会	650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1 総合福祉センター内	078-341-8644	078-341-7706
広島市	広島市心身障害者福祉センター	732-0052 広島市東区光町2-1-5	082-261-2333	082-261-7789
北九州市	北九州市身体障害者福祉協会	804-0067 北九州市戸畠区汐井町1-6 ウエルとばた6階	093-883-5555	093-883-5551
福岡市	福岡市障害者社会参加推進センター	810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ内	092-732-6077	092-732-6077

※各都道府県・指定都市の応募締切日は、各応募取りまとめ機関にお問い合わせください。戸山サンライズ全国コンテスト事務局への応募締切日は、平成16年10月1日止着となっています。

第19回障害者による書道・写真全国コンテスト応募用紙

太枠の中に記入し、該当するものに○を付けて下さい。（※印のついた項目は、展示会時の作品紹介の記載事項となります。）

ふりがな [太枠]				
※ 氏名 (<input type="checkbox"/> 一)	男・女	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日 生（※歳）
※ 住 所				TEL FAX ()
※ 作 品 の題名				制作 年月日
応募部門	書道の部			
写真の部				
※ 障害の種類 と等級 (手帳に記載 されている とおりに記 入してください さい。)	「身体障害者手帳」(障害名) _____ 種 級 「療育手帳」 (障害の程度) _____ 「米青ネ申障害者保健福祉手帳」 (障害の程度) _____ 級			
※ 作品制作時の状況・工夫等参考になる事項があればお書き下さい。				
※ 写真の部 参考データ	撮影地	使用カメラ	使用フィルム	露出 シヤッタースピード
	取りまとめ機關名			

社会保険情報

(問) 年金の改革ということで、国会内外でこれまでにない議論がされたと思います。6月5日に参議院で可決、成立したものを簡単に教えて下さい。

(答) 国民年金法等の一部を改正する法律は、次に述べるよういろいろな措置が講じられ、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とすることを目的としたものです（改正法の趣旨から）。

1 平成16年度の物価スライドによる年金額の改定

まず、本年度の年金額ですが、平成16年度は、平成11年度（平成14年度まで据え置き）の年金額に、平成14年度（0.9%）と平成15年（0.3%）の物価下落率を反映した0.988を乗じて計算したものとなっています。

（1）国民年金

老齢基礎年金	794,500円
障害基礎年金（1級）	993,100円
（2級）	794,500円
遺族基礎年金	794,500円

（2）厚生年金

加給年金（配偶者、第1・2子）	228,600円
（第3子以降）	76,200円

2 改正法による改正の内容

（1）厚生年金保険料の引上げ

現在、13.58%を労使で折半しているものを毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年9月以降は18.30%で固定となります。（平成16年10月1日実施）

（2）国民年金保険料の引上げ

月額13,300円（平成10年4月から据え置き）を毎年280円ずつ引き上げ、平成29年4月以降は16,900円で固定となります。（平成17年4月1日実施）

（3）在職中の厚生年金（60歳～64歳未満）

一律80%支給を廃止。年金月額と総報酬月額相当額との合計により計算。支給制限が緩やかになります。（平成17年4月1日実施）

（4）年金給付額の抑制

物価が上昇すれば、その分年金額に反映されていましたが、年金額の見直しにより、物価上昇分が年金額に反映されず、給付額が抑制されます。（平成17年4月1日実施）

（5）第3号被保険者の届出もれの救済措置

会社員の配偶者は、届出をすれば保険料を納めなくとも国民年金に加入している扱いとされており、届出をしないと保険料を未納の扱いとなり、年金額に反映されません。

このため平成17年4月1日以前の第3号被保険者期間において、未届けの期間がある場合、届出をすれば未納となっていた期間も加入期間として取り扱われることとなります。

（平成17年4月1日実施）

以上、とりあえずのものとして、本年10月及び来年4月に実施されるものについて、まとめておきました。

その他のもの（平成18年4月及び19年4月に実施されるもの）については、次号に掲載します。

回答・社会保険労務士
高橋 利夫

東京都身障運転者協会設立30周年記念行事

行きたい時に、行きたい所に、行くために
「クルマは私達の足」

会 場 新宿西口イベント広場 A1・A2
 開 催 日 2004年10月6日(水)、7日(木)、8日(金)
 主 催 東京都身障運転者協会 会長 中島浩司
 後 援 東京都
 内 容 ①写真パネル展「活動記録」
 ②福祉車両の展示
 ③福祉機器の展示・販売
 ④講演会(各日1人)
 ⑤車椅子体験……一般市民対象(スラローム走行)
 ⑥演奏会(各日午後2回、管弦楽団を予定)
 対 象 障害者、障害者団体、福祉関係者、一般市民
 お問い合わせ 八王子市中野上町3-5-13
 Tel・Fax 0426-25-0747



『三つの子の魂シンポジウム2004』
だから子育てって楽しいよね！



会 場 埼玉会館小ホール(504名収容)
 開 催 日 2004年9月25日(土) 開場12:00 開演13:00
 主 催 三つの子の魂シンポジウム実行委員会
 企画・運営 特定非営利活動法人にこにこキッズ
 協 賛 (株)日本レストランエンタプライズ、(株)エアーリング
 後 援 埼玉県教育委員会、(社)日本助産師会、朝日新聞社さいたま支局、現代教育新聞社、学研
 「おはよう赤ちゃん」編集部、キッズチャレンジ、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、
 (社)さいたま観光コンベンションビューロー、テレビ埼玉、毎日新聞社さいたま支局
 内 容 第1部
 講演:『性と生命の話・
 だから子育てって楽しいよね！』
 第2部
 パネルディスカッション:
 『子育てはみんなで育むもの』
 託 児 30名。席での子ども同伴可能(保育料1500円)
 入 場 料 一般500円、学生400円
 お問い合わせ 川崎市麻生区百合丘1-16-2-405
 Tel 044-952-4504 Fax 044-952-3338
 E-mail:sinpo@niconiko.jp

